

令和3年色麻町議会定例会7月会議録（第1号）

令和3年7月12日（月曜日）午前10時00分開会

出席議員 12名

2番	佐藤 忍 君	3番	相原 和洋 君
4番	白井 幸吉 君	5番	河野 諭 君
6番	小川 一男 君	7番	佐藤 貞善 君
8番	工藤 昭憲 君	9番	今野 公勇 君
10番	天野 秀実 君	11番	山田 康雄 君
12番	福田 弘 君	13番	中山 哲 君

欠席議員 1番 大内 直子 君

欠 員 なし

会議録署名議員

11番 山田 康雄 君                      12番 福田 弘 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂 利悦 君
副町長	山吹 昭典 君
総務課長	鶴谷 康 君
企画情報課長	菅原 伸一郎 君
町民生活課長	今野 和則 君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	浅野 裕 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	高橋 正彦 君
書 記	小松 英明 君

議事日程 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会議日程の決定  
日程第3 議案第54号 色麻町手数料条例の一部改正について

- 日程第4 議案第55号 土地の取得について  
日程第5 議案第56号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第4号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会議日程の決定  
日程第3 議案第54号 色麻町手数料条例の一部改正について  
日程第4 議案第55号 土地の取得について  
日程第5 議案第56号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第4号）
- 

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦勞さまでございます。

会議に先立ち、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本会議はクールビズ対応のため、7月会議中はノーネクタイ、上着の脱衣を許可いたします。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年色麻町議会定例会を再開し、7月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案第54号から議案第56号までの3か件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、11番山田康雄議員、12番福田 弘議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。7月会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、7月会議は本日1日と決しました。

### 日程第3 議案第54号 色麻町手数料条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第54号色麻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第54号色麻町手数料条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。議案書1ページ並びに審議資料1ページをお開き願います。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日より施行されることに伴い、色麻町手数料条例の一部を改正するものです。

法律の主な改正内容は、個人番号カード事務を所管する地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行にかかる手数料を徴収することができ、徴収事務について地方公共団体情報システム機構から市町村長に委託することができる規定が新設されました。

現状では市町村が主体となり、条例を根拠に再交付手数料を徴収しておりますが、9月1日以降は地方公共団体情報システム機構との委託契約を根拠に再交付手数料を徴収することになります。

そのため、9月1日以降は手数料条例において再交付手数料の徴収根拠を定めておく必要がなくなり、条例から再交付手数料にかかる規定を削る改正が必要となりました。

このことから、第11項「個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円」を削除し、同表中第12項以下の項をそれぞれ1項ずつ繰り上げるものです。この条例は、令和3年9月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、色麻町手数料条例の一部改正について提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第55号 土地の取得について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第55号土地の取得についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第55号土地の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

今回、御提案いたしました土地の取得につきましては、去る定例会6月第2回会議におきまして、令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）で議決を賜りました工業団地第2工区の造成予定地の取得に関するものでございます。

今回、取得いたします土地の所在地は、色麻町四竈字大原282番1外1筆の計2筆でございます。面積は2万1,694平方メートル、取得予定価格は4,338万8,000円で、契約の相手方、土地の所有者は2名でございます。

審議資料3ページをお開き願います。

赤で着色いたしました箇所が、今回取得いたします土地第2工区でございます。

審議資料4ページをお開きください。

取得いたします土地2筆の所在地、地目、面積をそれぞれ表示いたしております。今回の土地の取得につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により御提案するものでございます。

なお、土地の取得に当たりましては、所有者の方におかれまして、工業団地整備事業についての重要性について御理解をいただきまして、6月29日付で土地売買に関する仮契約を締結いたしております。本議案を御可決いただいた場合には、本日をもって本契約とさせていただきます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第56号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第56号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第56号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ499万6,000円を追加し、予算総額をそれぞれ43億7,208万7,000円とするものであります。まず、歳入から申し上げます。

議案書8ページ御覧ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金169万6,000円の増。

第19款繰入金第2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金330万円の増といたしました。次に、歳出のほうに移ります。9ページになります。

平成29年10月に原告J T Tプランニング株式会社から色麻町を被告として提訴されました委託料請求事件について、さきの6月第2回会議の際に町長から報告しましたとおり、6月3日に東京高等裁判所から控訴審の判決言い渡しがあり、本件控訴を棄却するとされ、一審判決と同様に原告の請求は棄却されました。

その後、原告J T Tプランニング株式会社からは、期限までに上告等の申し立てがあ

りませんでしたので、この裁判は終了となりました。提訴から3年8か月にわたる争いでありましたが、本町の主張が認められ、原告の請求は棄却という結果となりました。町民皆様には大変御心配と御迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。

この裁判に係る弁護につきましては、顧問弁護法人である杜共同法律事務所に委任をしておりましたが、勝訴に係る弁護士報酬として第2款総務費第1項総務管理費において、弁護士委託料として330万円を計上いたしました。

その算出根拠ですが、旧日弁連報酬等基準により、請求金額が経済的利益ということで、請求金額が3,000万円を超え3億円以下の場合、原則としてその6%に138万円を加えた金額というふうになっております。今回は3,240万円の請求訴訟でありましたので、その6%に138万円を加えた金額が332万4,000円となり、これに10%の消費税を加えた金額365万6,000円ほどが報酬金となりますが、本町が顧問先であるということを考慮され、300万円に減額をしていただきました。これに10%の消費税を加えた330万円を弁護士委託料として計上したものであります。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費において、新型コロナウイルスワクチンの集団接種にかかる時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当合わせまして169万6,000円の増といたしております。

明日13日から16歳から64歳までの希望する町民を対象にワクチン接種が始まりますが、国から配分されるワクチンを確保できるめどがついておりますので、8月11日までに2回目の接種を終える予定であります。

また、12歳から15歳までの接種につきましては、担当課のほうで加美郡医師会の先生方と協議中ではありますが、できるだけ早く方針を取りまとめ、決まりましたらお知らせをするというところでございます。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書8ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声多数あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に移ります。

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、令和3年色麻町議会定例会7月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日7月13日から次の会議までを休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日7月13日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時17分 散会

---